

奈良県消費生活相談有資格者バンク設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県内の消費生活センター等における消費生活相談員の採用に関し、人材情報の登録及び提供を行う等必要な事項を定めることにより、優秀な人材の確保を円滑に行うことを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、くらし創造部消費・生活安全課（以下「消費・生活安全課」という。）内に奈良県消費生活相談有資格者バンク（以下「有資格者バンク」という。）を設置する。

（登録対象者）

第3条 有資格者バンクに登録することができる者（以下「登録対象者」という。）は、次のいずれかの資格を有する者又は奈良県が実施する消費生活相談員養成研修を修了した者とする。

- ア 消費者安全法（平成21年法律第50号）に規定する消費生活相談員
- イ 消費生活専門相談員（独立行政法人 国民生活センター）
- ウ 消費生活アドバイザー（一般財団法人 日本産業協会）
- エ 消費生活コンサルタント（一般財団法人 日本消費者協会）

（登録情報）

第4条 有資格者バンクに登録する情報は、登録対象者の氏名、住所、年齢、性別、電話番号、経歴及び保有する資格等とする。

（登録手続き）

第5条 有資格者バンクへの登録を希望する者は、有資格者バンク登録申請書（様式1）に必要事項を記載し、消費・生活安全課長に提出するものとする。

（登録情報の変更）

第6条 有資格者バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じた場合は、有資格者バンク登録変更届（様式2）により、消費・生活安全課長に提出するものとする。

- 2 消費・生活安全課長は、前項の届け出を受理したときは、その内容を確認した上で、登録情報の更新を行うものとする。

（登録情報の削除）

第7条 登録者は、有資格者バンクから辞退しようとするときは、有資格者バンク辞退届（様式3）により、消費・生活安全課長に申し出るものとする。

- 2 消費・生活安全課長は、前項の申し出を受理したときは、有資格者バンクから申出人の登録情報を削除しなければならない。

（市町村への登録情報の提供）

第8条 市町村長は、消費生活相談員の人材確保を目的として登録情報の提供を受けようとするときは、有資格者バンク閲覧申請書（様式4）により、消費・生活安全課長に申請するものとする。

- 2 消費・生活安全課長は、市町村長から前項の申請があったときは、当該市町村の消

費者行政担当課に対して登録情報を提供するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 県は、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

2 市町村長は、この要綱により知り得た個人情報を前条第1項の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 市町村長は、この要綱により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（採用状況の届出）

第10条 市町村長は、有資格者バンクを通じて登録者を消費生活相談員として採用したときは、速やかに採用に係る届出書（様式5）を消費・生活安全課長に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、有資格者バンクに関し必要な事項は、消費・生活安全課長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月12日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

奈良県くらし創造部消費・生活安全課長 殿

申請者 住所 〒

氏名 印

奈良県消費生活相談有資格者バンクへの登録について（申請）

私は、奈良県消費生活相談有資格者バンクへの登録を希望しますので、別紙のとおり申請します。

また、県内市町村消費者行政担当課長への登録情報の提供について了承します。

奈良県消費生活相談有資格者バンク登録申請書

令和 年 月 日現在

ふりがな				性 別
氏 名				男 ・ 女
生年月日	昭和 平成 年 月 日生 (満 歳) 令和			
現 住 所	〒			
電話番号	(自宅) (FAX兼用 有 ・ 無) (携帯)			
相談業務 に関する 職 歴	年 月から	年 月まで	勤 務 先 名 等	
消費生活 関連資格	取得年月	資 格 名 等		
		消費生活相談員 (消費者安全法)		
		消費生活専門相談員 (国民生活センター)		
		消費生活アドバイザー ((一財) 日本産業協会)		
		消費生活コンサルタント ((一財) 日本消費者協会)		
上記以外 の免許・ 資格				
勤務に関する希望 (勤務日数 (週○日等)、勤務時間、勤務地など) 記入欄				
自己 P R				

※消費生活関連資格の認定証書 (写し) を添付してください。
 ※記入していただいた個人情報、消費生活相談員の募集業務以外の目的で利用することはありません。
 ※奈良県が実施する消費生活相談員養成研修を修了した者は、「上記以外の免許・資格」欄に研修名及び修了年月を記入し、修了証書 (写し) を添付してください。
 ※各欄内に書ききれないときは、適宜別紙を使用してください。

(様式 2)

令和 年 月 日

奈良県くらし創造部消費・生活安全課長 殿

住所 〒

氏名 印

奈良県消費生活相談有資格者バンク登録変更届

奈良県消費生活相談有資格者バンクに登録している情報を変更したいので、奈良県消費生活相談有資格者バンク設置要綱第 6 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

項 目	変 更 内 容

※新たに消費生活関連資格を取得した場合、認定証書（写し）を添付してください。
※記入していただいた個人情報、消費生活相談員の募集業務以外の目的で利用することはありません。

(様式3)

令和 年 月 日

奈良県くらし創造部消費・生活安全課長 殿

住所 〒

氏名

印

奈良県消費生活相談有資格者バンク辞退届

奈良県消費生活相談有資格者バンクの登録を辞退したいので、奈良県消費生活相談有資格者バンク設置要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

登録辞退の理由（差し支えない範囲で記入してください。）

--

(様式4)

令和 第 年 月 日
号

奈良県知事 殿

〇〇市町村長 印

奈良県消費生活相談有資格者バンク閲覧申請書

奈良県消費生活相談有資格者バンク設置要綱第8条の規定により、登録情報の閲覧を申請します。

なお、本申請により知り得た個人情報、消費生活相談員募集業務以外に利用せず、また、消費者行政担当課から外に持ち出さないことを誓約します。

(様式5)

令和 第 年 月 日 号

奈良県知事 殿

〇〇市町村長 印

消費生活相談員採用届

奈良県消費生活相談有資格者バンク設置要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 採用者氏名
- 2 採用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 勤務場所
- 4 勤務日数
- 5 報酬額
- 6 その他